

福井大学キャリアセンター規程

平成28年9月19日

福大規程第144号

(趣旨)

第1条 この規程は、福井大学学則（平成16年福大規則第1号）第8条の3第2項の規定に基づき、福井大学キャリアセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、福井大学における学生の多様なキャリア形成を図り、就職活動等を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) キャリア教育の企画、運営に関すること。
- (2) 就職支援の企画、運営に関すること。
- (3) キャリア支援の企画、運営に関すること。
- (4) インターンシップの企画、運営に関すること。
- (5) センターの自己点検・評価に関すること。
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) キャリアセンター長（以下「センター長」という。）
- (2) キャリアセンター副センター長（以下「副センター長」という。）
- (3) 専任教員
- (4) 兼任教員
- (5) その他必要な職員

2 センター長及び副センター長の選考に関する必要な事項は、別に定める。

3 兼任教員は、所属する部局の長の推薦に基づき、学長が任命する。

(職務)

第5条 センター長は、センターの管理運営をつかさどり、所属職員を監督する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 兼任教員は、センターの業務を処理する。

4 その他の職員は、センターの業務に従事する。

(運営委員会)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、福井大学キャリアセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの研究・教育活動に関すること。
- (2) センターの管理運営に関すること。
- (3) その他、センターに関する必要な事項

3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任教員

- (4) 兼任教員 若干名
- (5) 産学官連携本部選出の教員 1名
- (6) キャリア支援課長
- (7) その他委員会が必要と認めた者

4 前項第4号の委員は、センター長の推薦に基づき、第5号の委員は、所属する部局の長の推薦に基づき、学長が任命する。

5 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

7 センター長に事故があるときは、副センター長が議長の職務を行う。

8 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(自己点検・評価委員会)

第7条 福井大学内部質保証規程（令和3年福大規程第1号）第8条及び本規程第3条第5号に定める自己点検・評価を実施するために、キャリアセンター自己点検・評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、研究・地域連携推進部地域連携推進課の協力を得て学務部キャリア支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

2 学長は、センターの年度ごとの業務の達成状況について評価を行うとともに、設置後3年以内に、センター設置目的に照らした業務の達成状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成29年9月20日福大規程第116号）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月30日福大規程第45号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月31日福大規程第118号）

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和4年6月20日福大規程第108号）

この規程は、令和4年6月20日から施行し、改正後の規定は、令和4年4月1日から適用する。